

木くずの排出について(お願い)

日頃より、市民の皆様には、ごみ分別にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

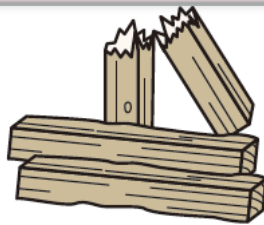
最近、「木くず」の中に「木くず」以外のものが混ざって出されている例が多く見られます。

「木くず」として出せるもの、出せないものは、次のとおりです。

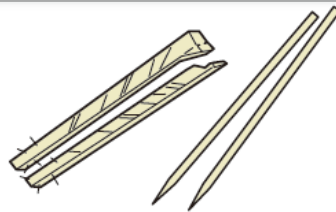


木くず

月1回収集[透明又は半透明のポリ袋]



木片(家庭から出るもの)
長さ 30 cm、径 20 cm 以下のもの



割りばし 竹ぐし 等



透明又は
半透明の
ポリ袋

「木くず」として出せないもの

- ・塗装されたもの
- ・釘のついたもの
- ・コンパネ等の合板加工されたもの
- ・接着剤が使われているもの（接着剤を使用して組立てられた木箱等）
- ・塗り箸

※「木くず」として出せないもので

長さが 30 cm 以下の場合には「不燃系埋立ごみ」で出して下さい。

長さが 30 cm 以上ある場合は「粗大ごみ」で出して下さい。

今後も、ごみの分別についてご理解ご協力をお願いいたします。